

横市

浜の

財状

政況

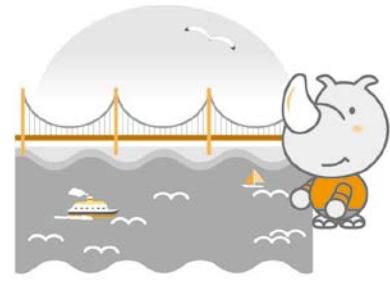


平成27年度 決算の状況

— 横浜市 —

— 財政局 —

平成 28年 11月



横浜市の財政状況・目次

第Ⅰ部 横浜市の財政規模

1 歳入・歳出決算額の推移	2
---------------	---

第Ⅱ部 歳入の状況

1 歳入構造	
(1) 歳入決算額の推移	3
(2) 歳入決算構成比の推移	4
2 市税の状況	
(1) 市税決算額と伸び率の推移	5
(2) 税目別構成比の推移	6
3 地方交付税の状況	7
4 市債の状況	
(1) 市債発行額の推移（普通会計ベース）	8
(2) 一般会計が対応する借入金残高の推移	9

第Ⅲ部 歳出の状況

1 目的別歳出構造	
(1) 目的別歳出決算額の推移	10
(2) 目的別歳出決算構成比の推移	11
2 性質別歳出構造	
(1) 性質別歳出決算額の推移	12
(2) 性質別歳出決算構成比の推移	13
(参考) 普通建設事業費の補助・単独事業費の推移	13
(参考) 経常収支比率の状況	14
(参考) 平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について	15
(参考) 平成27年度決算に基づく債務返済指標について	15
(参考) 主な財政指標の他都市比較	16
(参考) 健全化判断比率 他都市比較	17

第Ⅳ部 基金の状況

1 財政調整基金残高の推移	18
2 減債基金残高の推移	18

参考 普通会計とは

参考 財政関係用語集

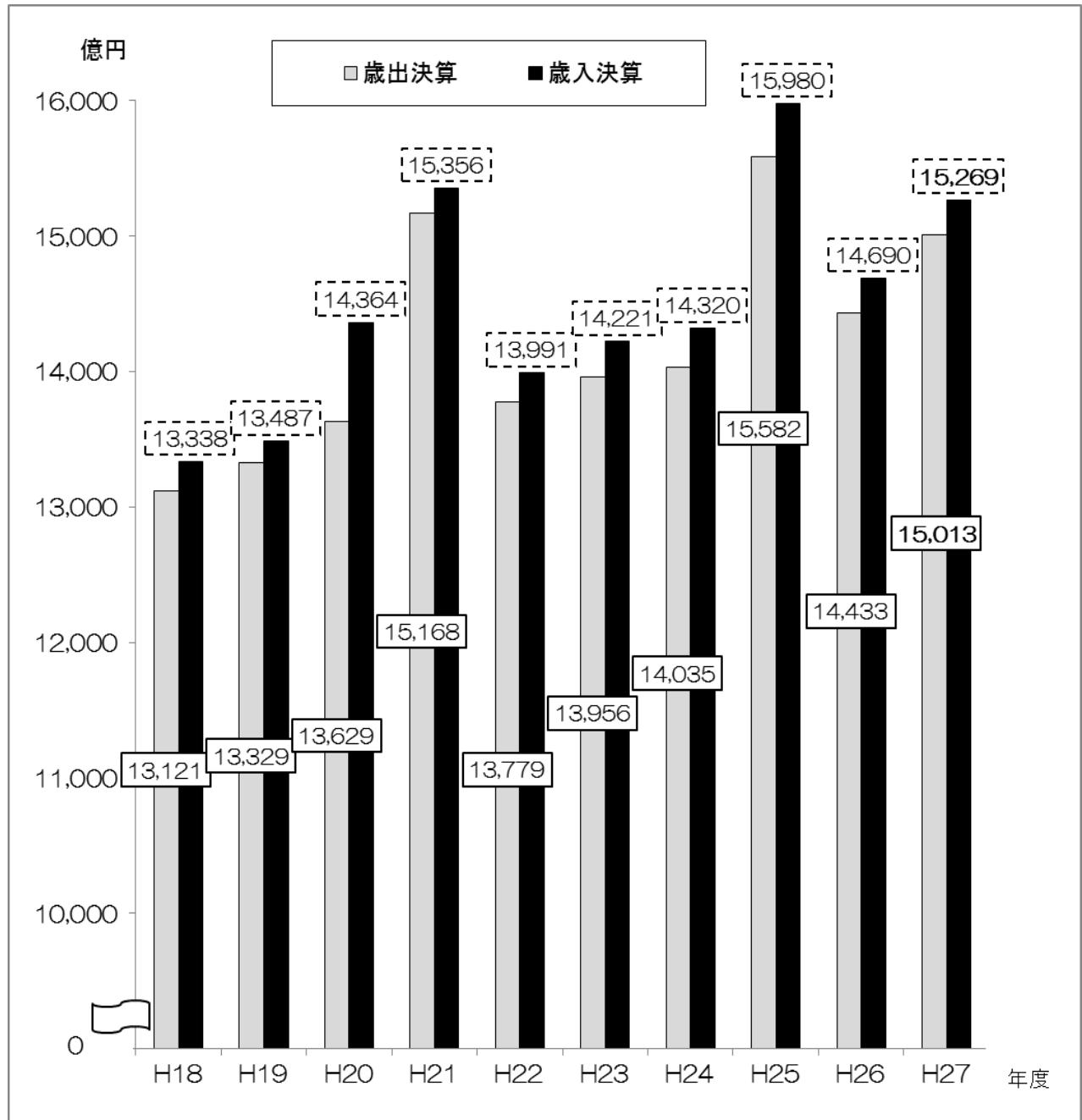
- ※ 本文中で使用している数値は、原則として普通会計の数値になります。
普通会計については、19ページをご覧ください。
- ※ 決算額等の各数値は、項目ごとに表示単位未満を四捨五入しているものがあるため、
合計や差引等と一致しない場合があります。

第Ⅰ部 横浜市の財政規模

1 歳入・歳出決算額の推移

本市の財政規模について普通会計ベースで見てみると、平成27年度は、中期4か年計画が掲げる各種取組を着実に進めたことなどにより、歳入・歳出ともに増加となりました。

歳入は、前年度に比べ579億円増の1兆5,269億円に、歳出は、前年度に比べ580億円増の1兆5,013億円となりました。



第Ⅱ部 島根県の歳入の状況

1 島根県の歳入構造

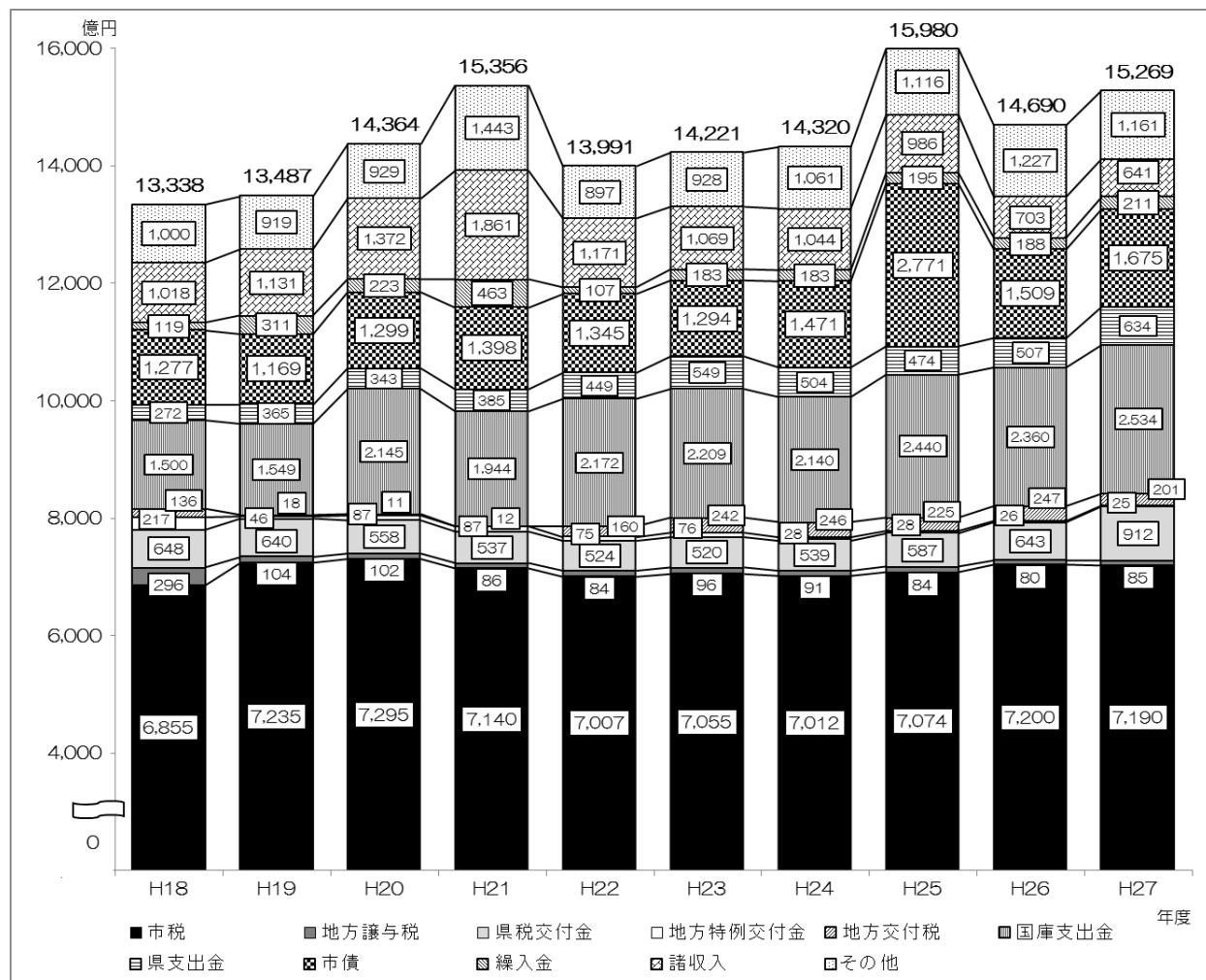
(1) 島根県の歳入構造の推移

平成27年度の島根県の歳入決算額は1兆5,269億円で、前年度に比べ579億円の増となっていました。内訳を見てみると、次の項目が大きな割合を占めています。

○市 税 … 平成27年度は、個人市民税が給与所得納税者数の増加などにより増収となったものの、法人市民税が企業収益の改善があった一方、26年度に実施された一部国税化による税率引下げの影響などにより減収、固定資産税は3年毎の評価替えが行われ、家屋の評価額の下落などにより減収となりました。全体では前年度に比べ、10億円減の7,190億円となり、3年ぶりの減収となりました。また、収納率については、5年連続で本市過去最高を更新し、98.9%(0.2ポイント増)となりました。

○国庫支出金 … 平成27年度は、事業進捗に伴う街路整備費負担金等の増加などにより、前年度に比べ174億円増の、2,534億円となりました。

○市 債 … 平成27年度は、中期4か年計画で掲げた「4か年6,000億円の範囲で活用」(一般会計)という枠組みに基づき、計画的な市債活用を図ったことなどにより、前年度に比べ166億円増の、1,675億円となりました。



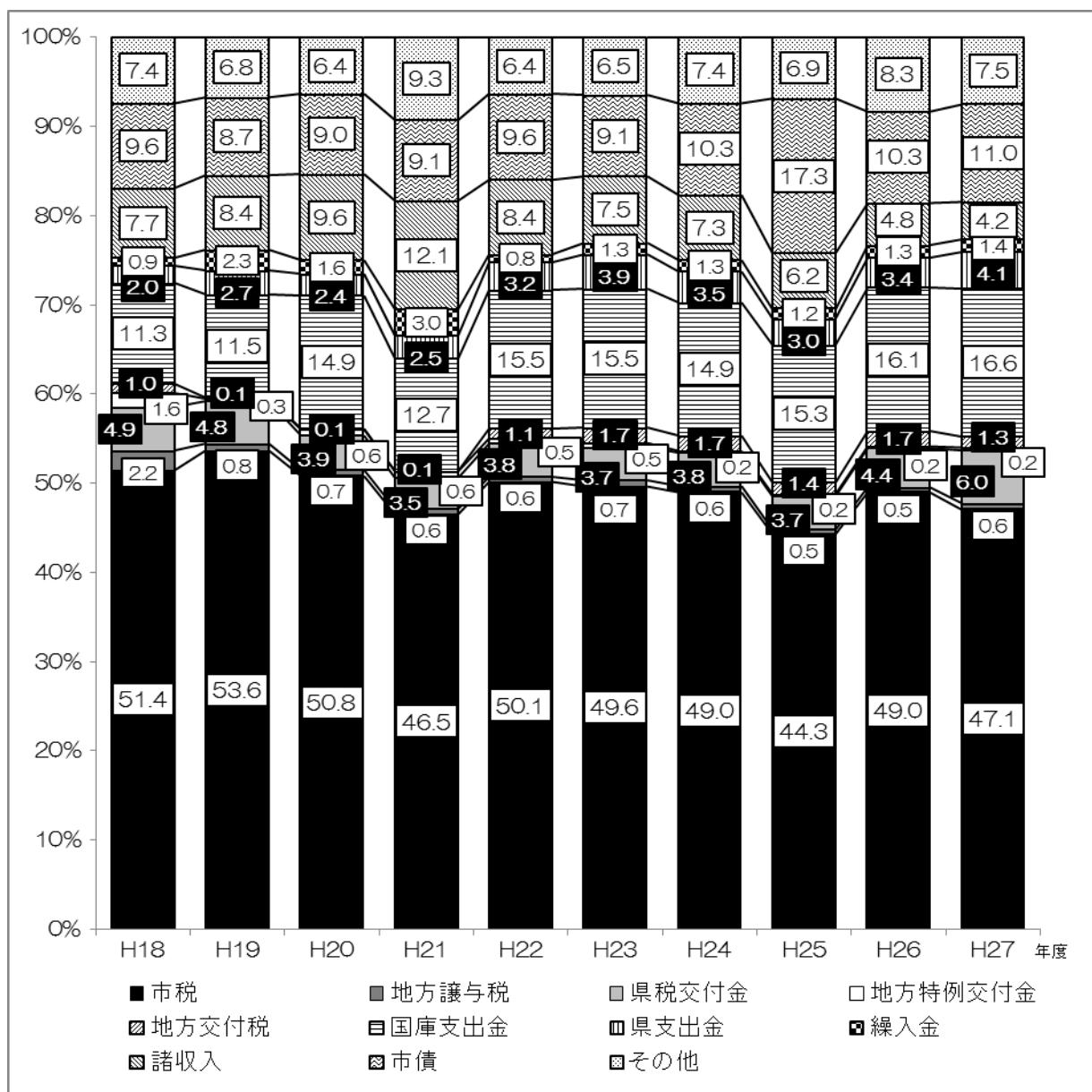
(2)歳入決算構成比の推移

歳入に占める各項目のうち、目立った増減があった項目は次のとおりです。

○市 税 …平成27年度は、前年度と比べ法人市民税や固定資産税が減収となつたことなどにより、1.9ポイント下がり、47.1%となりました。

○県税交付金 …平成27年度は、消費税率8%への税率引上げなどに伴う地方消費税交付金の増などにより、前年度と比べ1.6ポイント上がり、6.0%となりました。

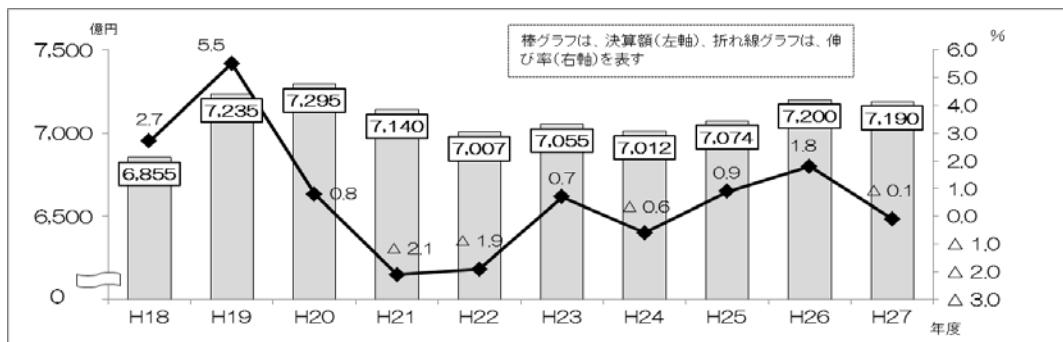
○市 債 …平成27年度は、中期4か年計画で掲げた「4か年6,000億円の範囲で活用」(一般会計)という枠組みに基づく市債活用などにより、前年度と比べ0.7ポイント上がり、11.0%となりました。



2 市税の状況

(1) 市税決算額と伸び率の推移

- **平成18年度**…評価替えの影響により固定資産税が減収となりましたが、税制改正の影響(定率減税の1/2の縮減等)及び所得の回復による個人市民税の増、企業収益の増加による法人市民税の増などにより、増収(2.7%)となりました。
- **平成19年度**…税制改正の影響及び所得の増加傾向による個人市民税の増、企業収益の増加による法人市民税の増、家屋の新增築による固定資産税の増などにより、増収(5.5%)となりました。
- **平成20年度**…急激な景気悪化を受けて、法人市民税が6年ぶりに減少しましたが、個人市民税、固定資産税が増収になったため、全体としては4年連続の増収(0.8%)となりました。
- **平成21年度**…企業収益の悪化による法人市民税の大幅な減などから、平成16年度以来5年ぶりに減収(△2.1%)となりました。
- **平成22年度**…所得等の減少によって個人市民税が大幅に減少したことなどにより、平成21年度に引き続き、2年連続減収(△1.9%)となりました。
- **平成23年度**…法人市民税が東日本大震災の影響が一部あったものの、企業収益が堅調であったことから増収となったことに加え、収納率が97.9%となったことなどから、3年ぶりの増収(0.7%)となりました。
- **平成24年度**…固定資産税が3年毎に行う評価替えの影響により減収となったことなどから、2年ぶりの減収(△0.6%)となりました。
- **平成25年度**…年少扶養控除廃止の影響の平年度化などによる個人市民税の増、家屋の新增築などによる固定資産税の増、税率の改正による市たばこ税の増などにより、2年ぶりの増収(0.9%)となりました。
- **平成26年度**…企業収益の回復基調を反映した法人市民税の増、株式譲渡収入の増加などによる個人市民税の増、家屋の新增築などによる固定資産税・都市計画税の増などにより、2年連続の増収(1.8%)となりました。
- **平成27年度**…給与所得納税者数の増加などにより個人市民税は増となったものの、一部国税化による税率引下げの影響などによる法人市民税の減、家屋の評価額の下落などによる固定資産税の減などにより、3年ぶりの減収(△0.1%)となりました。



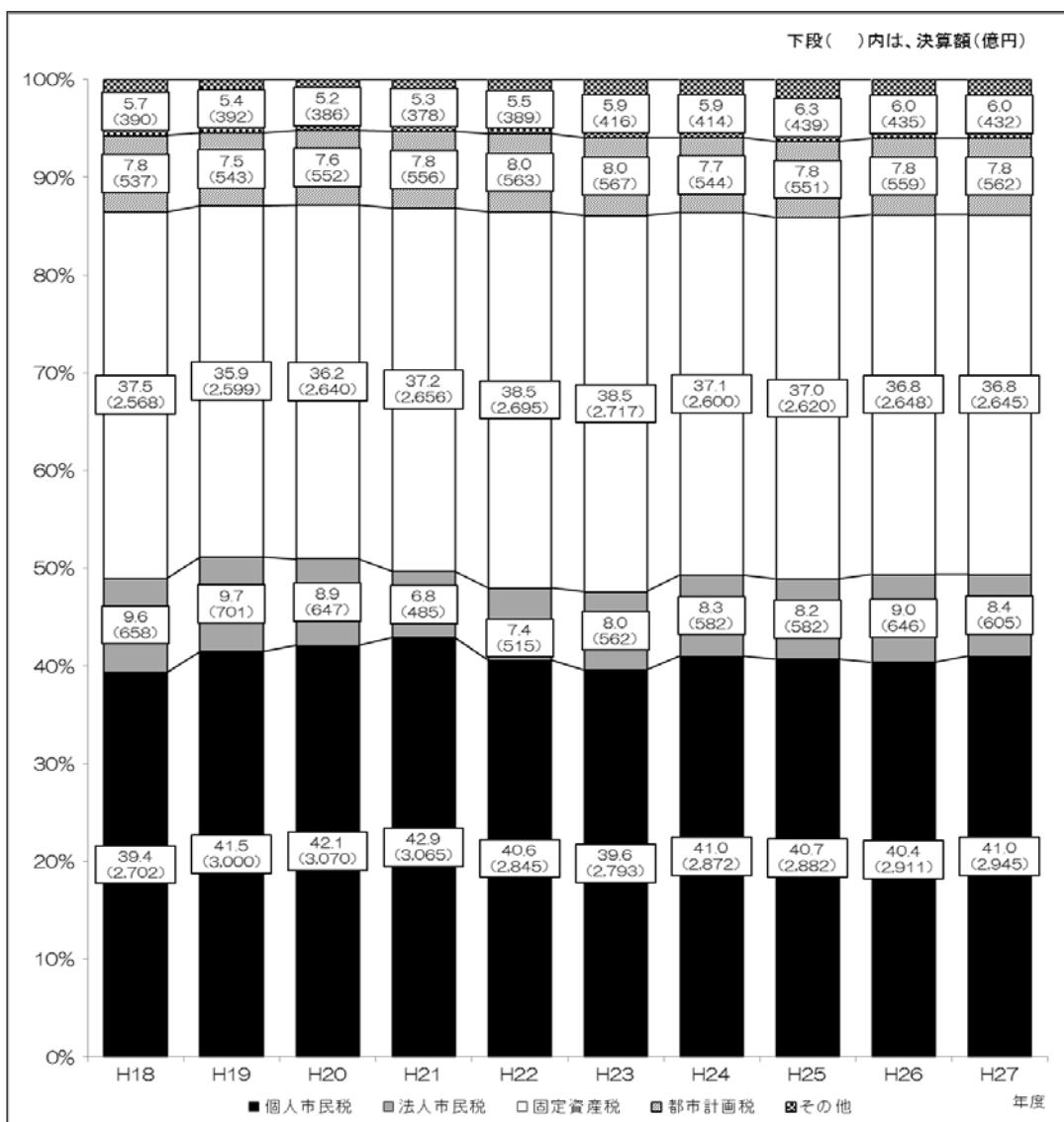
(2) 税目別構成比の推移

横浜市の市税収入の中では、個人市民税と固定資産税の2税が大きな割合を占めています(この2税を合わせた構成比は、平成27年度では77.8%となっています)。

○**個人市民税**…平成19年度には税制改正の影響及び所得の増による増収で40%を超え、それ以降は概ね40%台前半で推移しています。平成27年度は、前年度と比べて0.6ポイント上がり41.0%となっています。

○**法人市民税**…平成20年秋以降の急激な企業収益の悪化を反映し、平成20年度に減少に転じましたが、平成22年度以降、概ね7~8%台で推移しています。平成27年度は、一部国税化による税率引下げの影響などにより、前年度と比べて0.6ポイント下がり、8.4%となっています。

○**固定資産税**…平成18年度以降、個人市民税の増収等の影響などにより、構成比が相対的に下がり、30%台後半で推移しています。平成27年度は、前年度と同率の36.8%となっています。



3 地方交付税の状況

地方交付税には、普通交付税と特別交付税があります。このうち、普通交付税は、「基準財政需要額」(16ページ参照)から、「基準財政収入額」(16ページ参照)を差し引いた、その差額(財源不足額)に応じて交付されるものです。

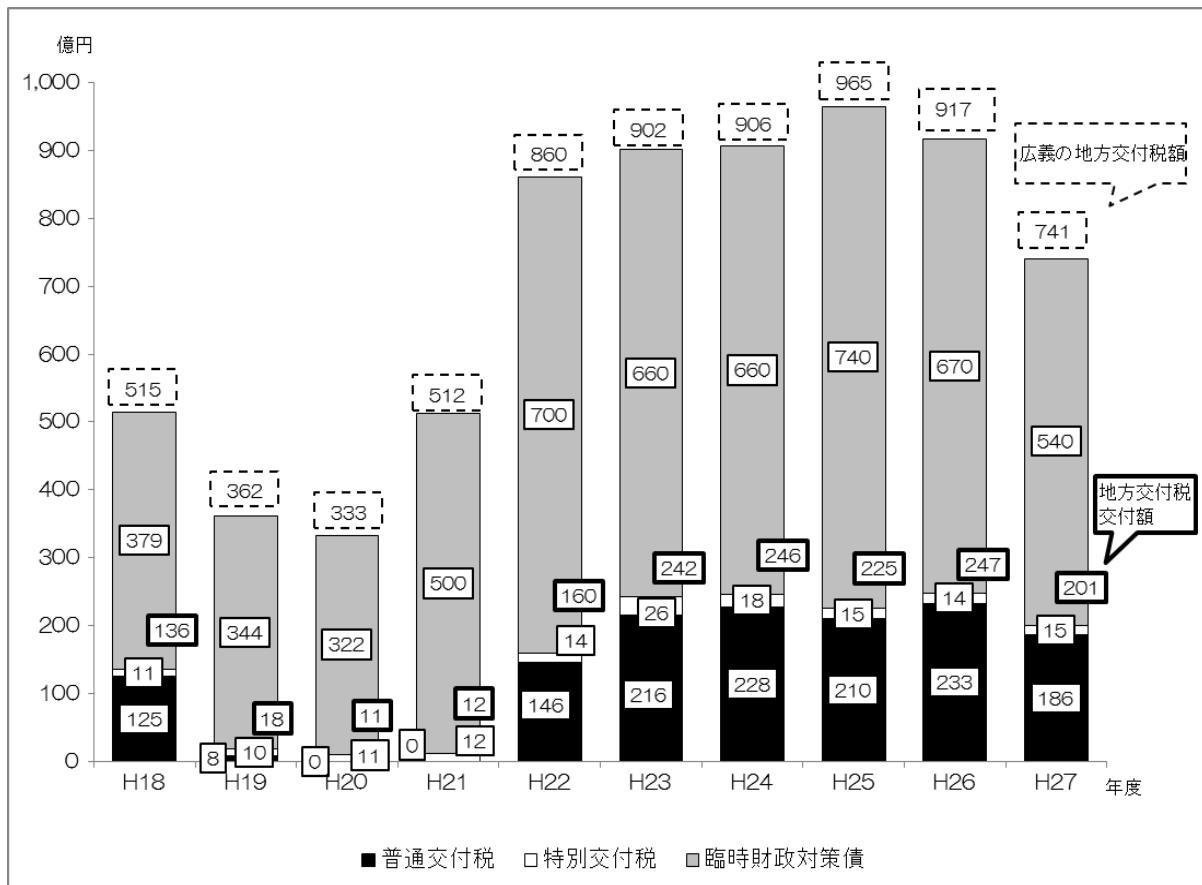
したがって、各年度における「基準財政需要額」の増減や、税収の影響などによる「基準財政収入額」の増減に応じて変動しています。

平成27年度の地方交付税交付額は、前年度に比べ**46億円減の201億円**となりました。なお、平成13年度から発行している**臨時財政対策債(※)(540億円)**を含む**広義の地方交付税額**は、**741億円**となり、前年度に比べ**176億円の減**となりました。

※ 臨時財政対策債について

臨時財政対策債は、地方財政の財源不足を補てんするため、従来、地方交付税により交付されてきた額の一部について、地方債に振り替えられたもので、平成28年度までの間、発行が認められた地方債です。

なお、その元利償還金の100%が、後年度の地方交付税の基準財政需要額に算入されます。



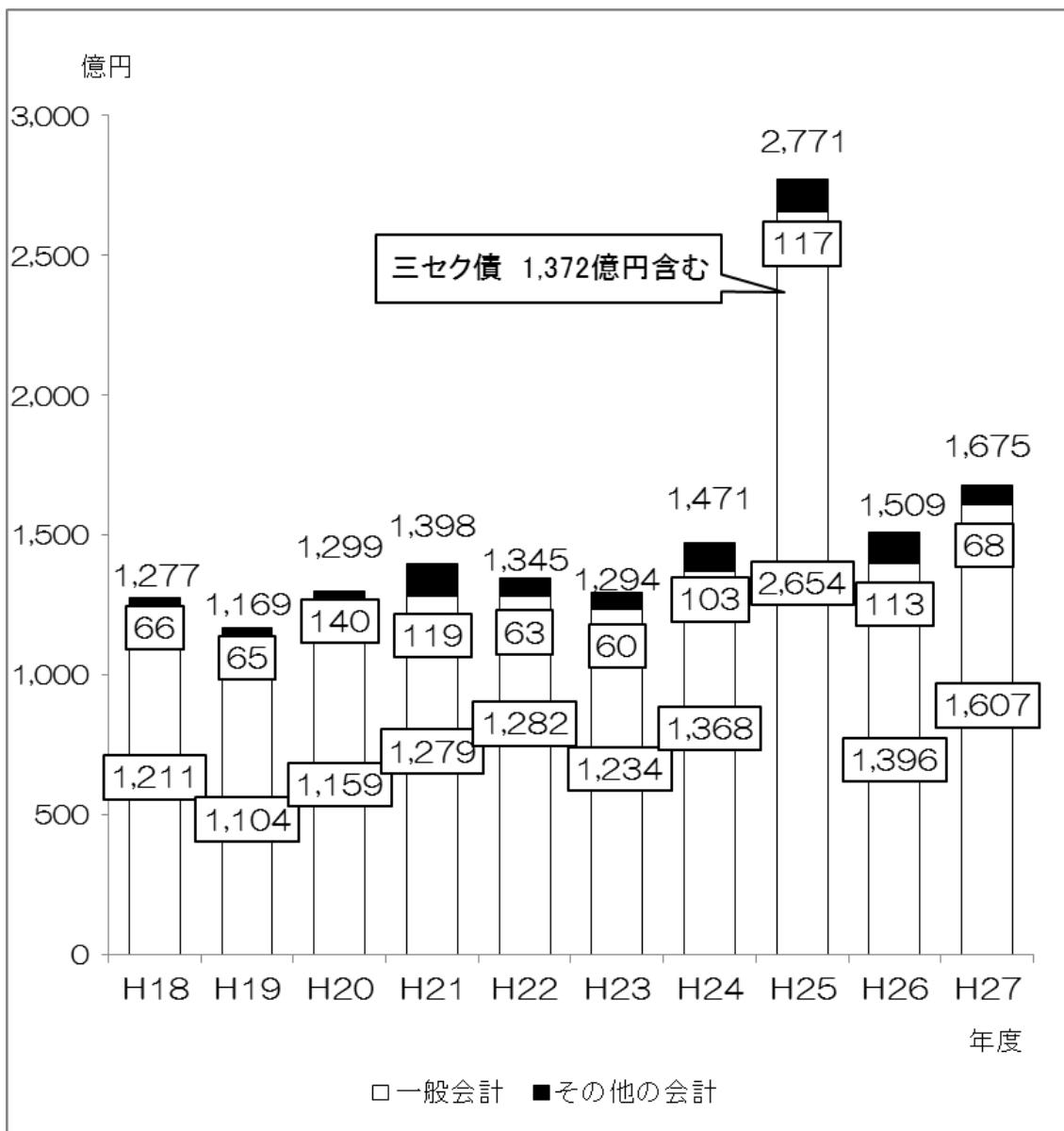
4 市債の状況

(1) 市債発行額の推移(普通会計ベース)

さまざまな市民ニーズに対応するため活用してきた市債の発行額は、平成18年度から平成24年度まで毎年およそ1,100億円～1,400億円程度で推移してきました。

平成25年度は、横浜市土地開発公社の解散に伴う第三セクター等改革推進債(以下、三セク債)を発行したため、市債発行額は、2,771億円となっています。なお、三セク債を除いた市債発行額は1,399億円となっています。

平成27年度は、一般会計で1,607億円、その他の会計で68億円と、合わせて普通会計ベースで1,675億円となっています。一般会計においては、中期4か年計画で掲げた「4か年6,000億円の範囲で活用」という枠組みに基づき、計画的な市債活用を図っています。



(2)一般会計が対応する借入金残高の推移

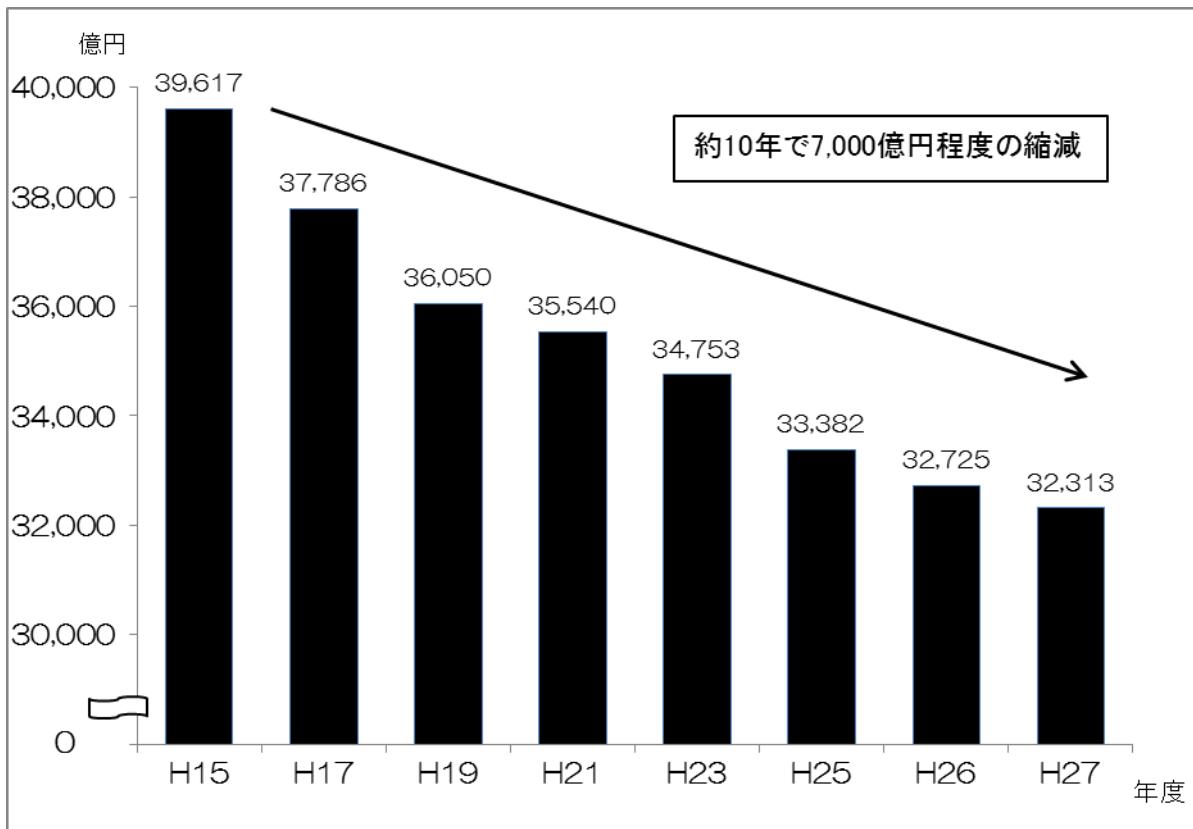
本市では、平成15年度の中期財政ビジョン策定から、特別会計・公営企業会計・外郭団体も含めた「一般会計が対応する借入金残高」の着実な縮減を進めてきています。

平成27年度末の残高は、前年度に比べ413億円減の、**3兆2,313億円**となり、平成15年度に約4兆円あった残高は、約10年で7,000億円程度縮減しています。

今後も計画的に市債活用を進めながらも、将来世代に過度な負担を先送りしないために、中期4か年計画で掲げた「平成29年度末までに3兆2,000億円以下に縮減」の目標に向けて、取り組んでいきます。

※一般会計が対応する借入金残高について

- ・一般会計の市債残高
- ・特別会計、公営企業会計の市債残高のうち、国基準または社会情勢の変化等の事情により、一般会計から償還財源を繰り出すもの
- ・外郭団体の借入金残高のうち、後年度に市が買い取ることや元金償還助成を行うことを前提に、土地を取得したり、施設を整備したりするために借り入れたもの



第Ⅲ部 岁出の状況

1 目的別歳出構造

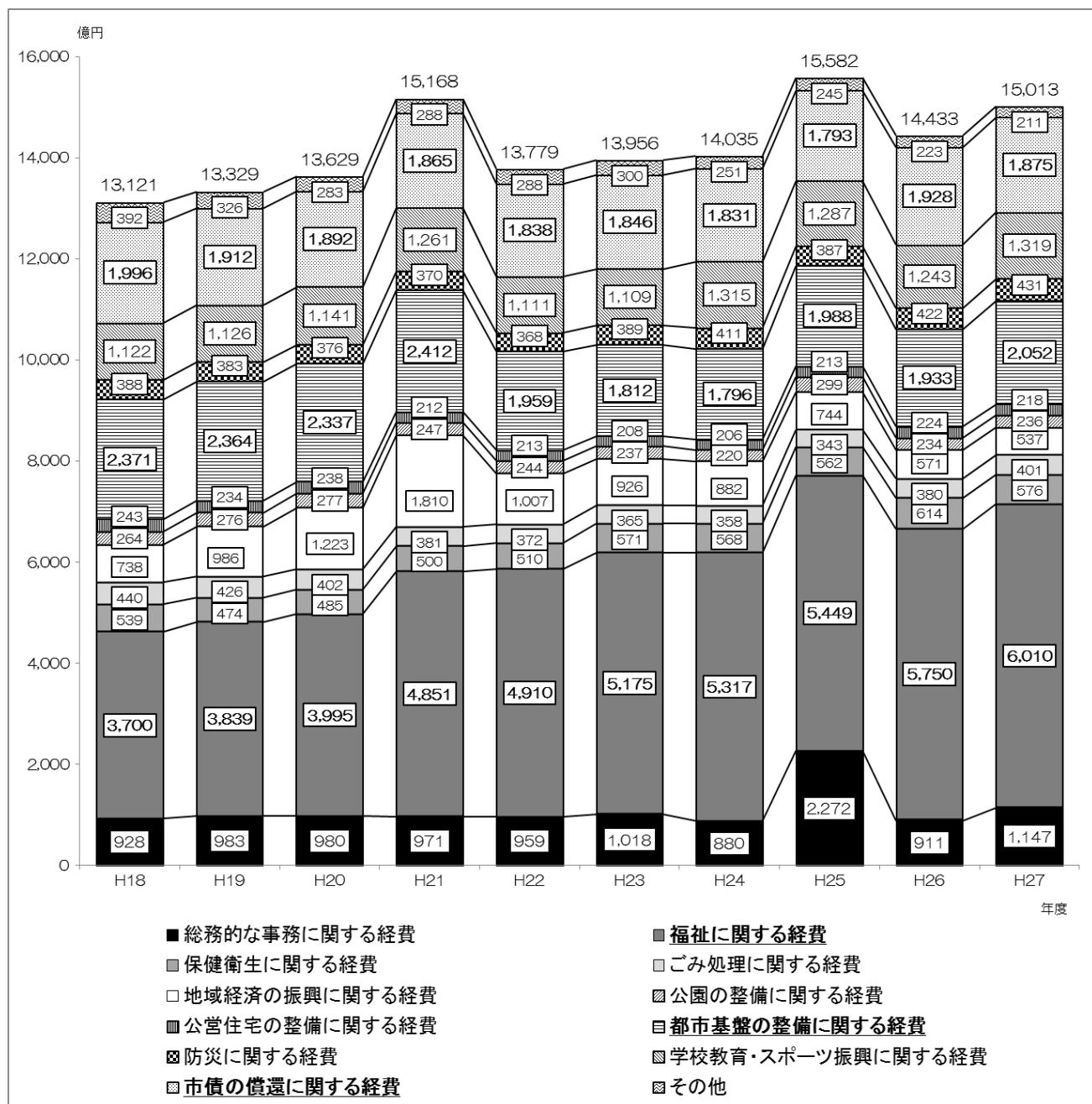
(1) 目的別歳出決算額の推移

歳出を行政の目的に着目して分類し、その推移を表したものが下の図です。金額が大きい項目は次のとおりです。

○児童や高齢者・障害者などに対する福祉サービス・施設の整備などに対応するための「福祉に関する経費」

○道路や橋りょう、市街地再開発や港湾整備などの「都市基盤の整備に関する経費」

○過去に発行した市債の返済等に関する「市債の償還に関する経費」



(2) 目的別歳出決算構成比の推移

目的別歳出構成比の推移のうち、目立った増減があった項目は次のとおりです。

○「総務的な事務に関する経費」

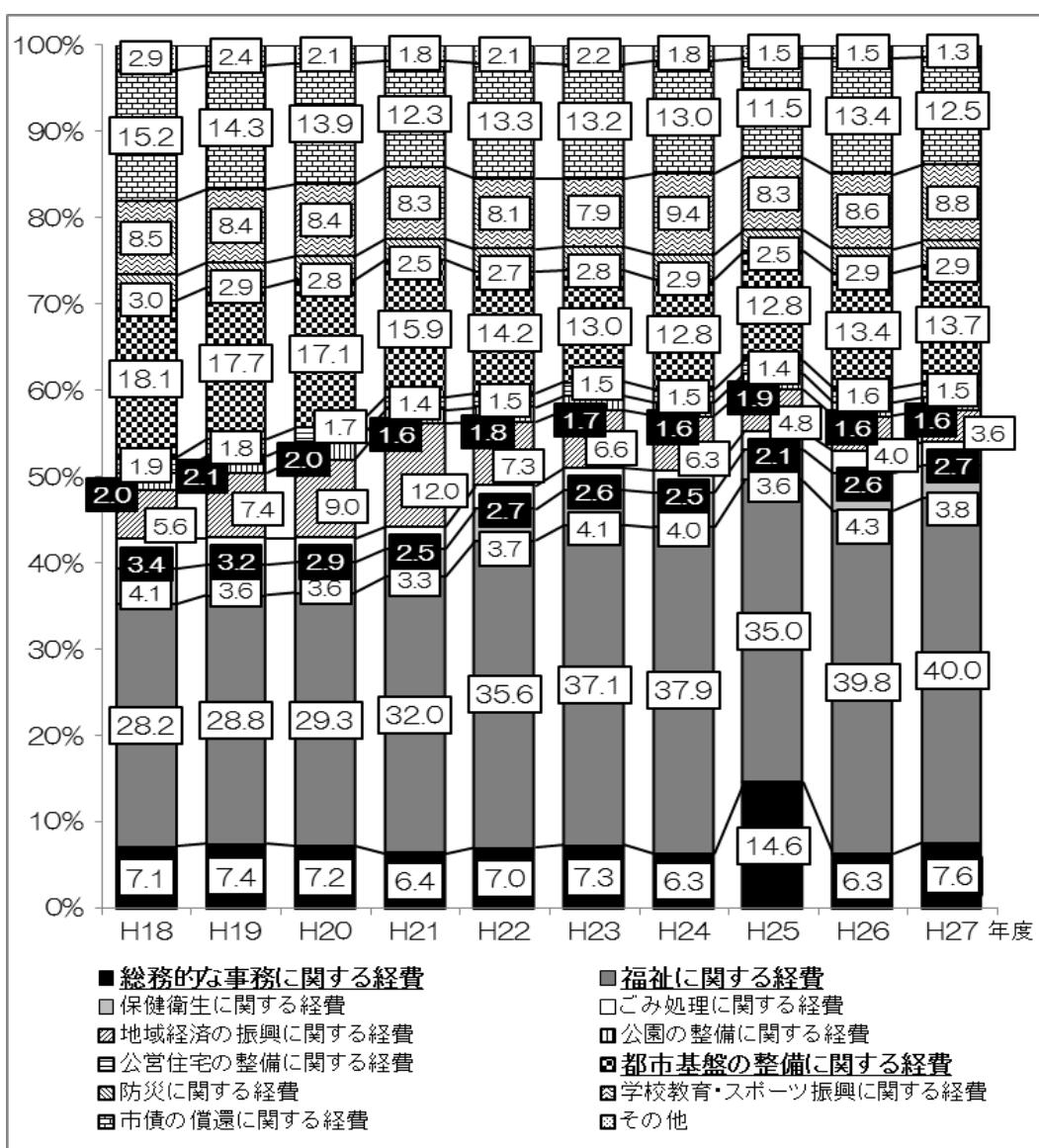
平成 27 年度は、区庁舎の再整備などを進めたことなどにより、前年度と比べて 1.3 ポイント上がり、7.6%となっています。

○「福祉に関する経費」

平成 18 年度以降増加傾向にあり(横浜市土地開発公社の解散に伴う負担金の支出で「総務的な事務に関する経費」の割合が高くなり、相対的に割合が下がった平成 25 年度を除く)、平成 27 年度は、前年度と比べて 0.2 ポイント上がり、40.0%となっています。

○「都市基盤の整備に関する経費」

平成 18 年度以降減少傾向にありましたが、平成 26 年度に増加に転じ、平成 27 年度も、前年度と比べて 0.3 ポイント上がり、13.7%となっています。



2 性質別歳出構造

(1) 性質別歳出決算額の推移

歳出をその性質に着目して分類し、推移を表したものが下の図です。

○職員の給与や退職手当などの「人件費」

○児童や高齢者・障害者などに対するさまざまなサービスに要する経費、生活に困窮している家庭等を支援するための生活保護費などの「扶助費」

○市債の利払いや償還に要する費用である「公債費」

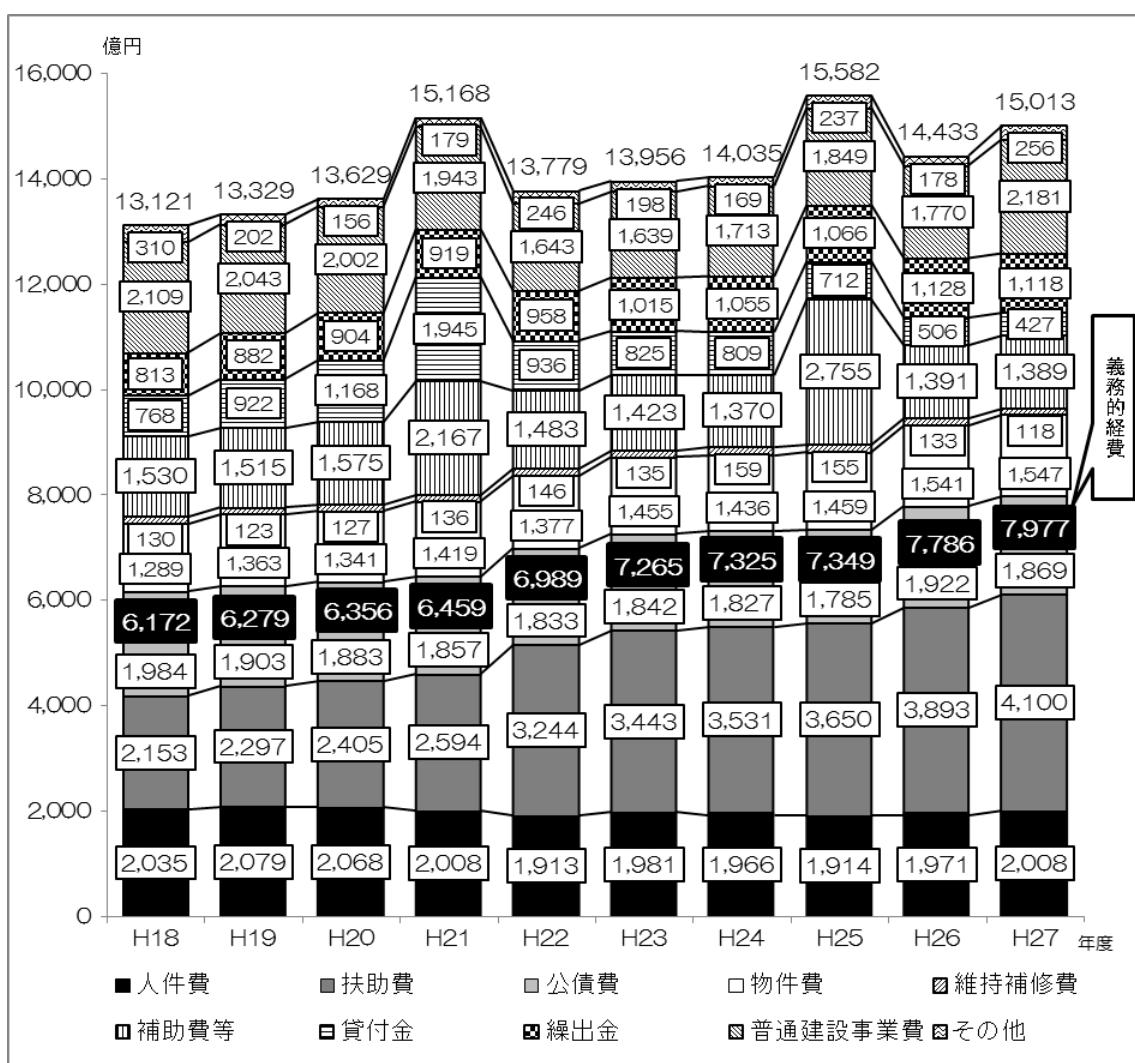
○印刷製本費、備品購入費、指定管理料などの「物件費」

○本市の外郭団体や公営企業会計などに対する補助金等の「補助費等」

○都市基盤施設等の整備に要する投資的経費である「普通建設事業費」

などに分けることができます。

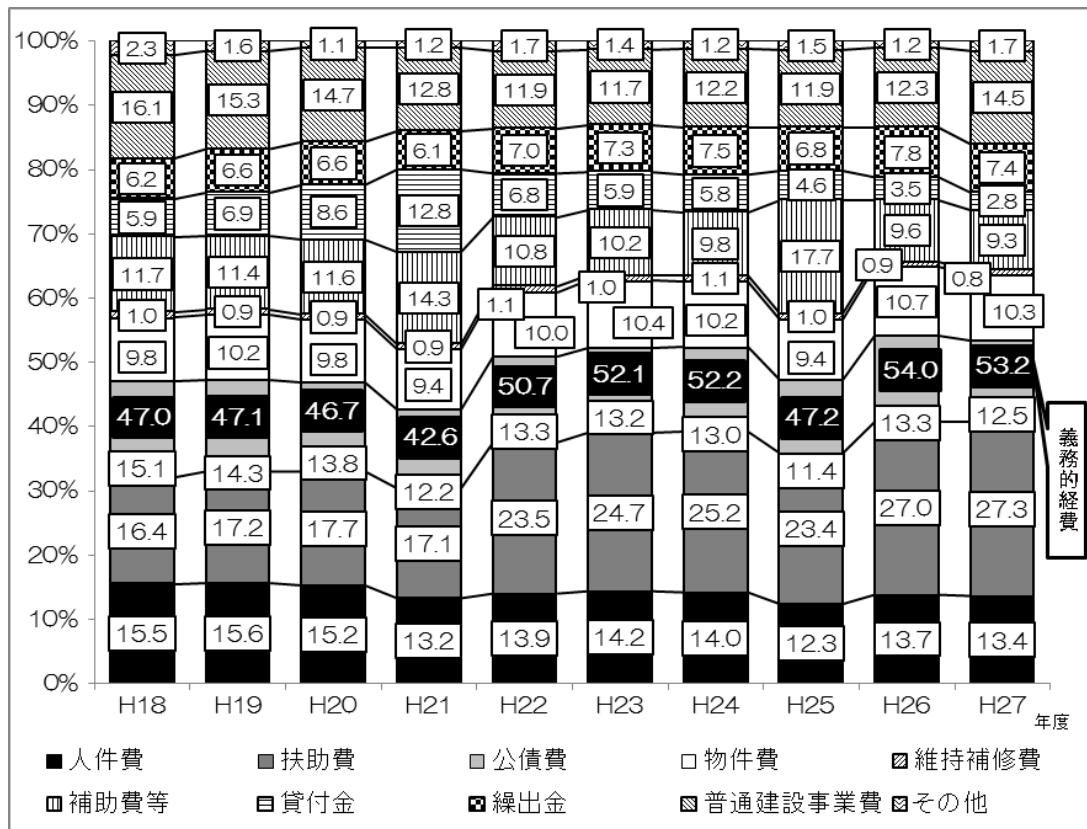
「人件費」「扶助費」「公債費」は、毎年必ず支出が必要となる固定的な経費であり、「義務的経費」と呼ばれています。歳出に占める義務的経費の割合が高まると、自由に使えるお金が少なくなり、財政が硬直化してしまいます。この「義務的経費」は平成18年度には6,172億円だったものが、平成27年度では7,977億円となっています。



(2)性質別歳出決算構成比の推移

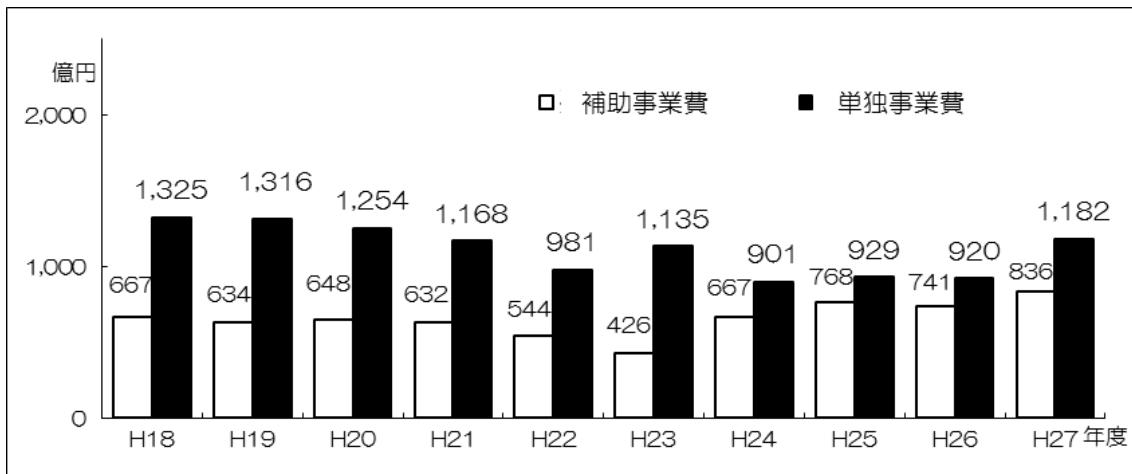
構成比を見てみると、平成27年度は、「人件費」13.4%、「扶助費」27.3%、「公債費」12.5%、「普通建設事業費」14.5%、などとなっています。

平成 21 年度以降の構成比の推移を見てみると、「義務的経費」が増加傾向を示しておりましたが(平成 25 年度を除く)、平成 27 年度は、普通建設事業費の増加などにより相対的に割合が下がったため、53.2%となっています。



(参考)普通建設事業費の補助・単独事業費の推移

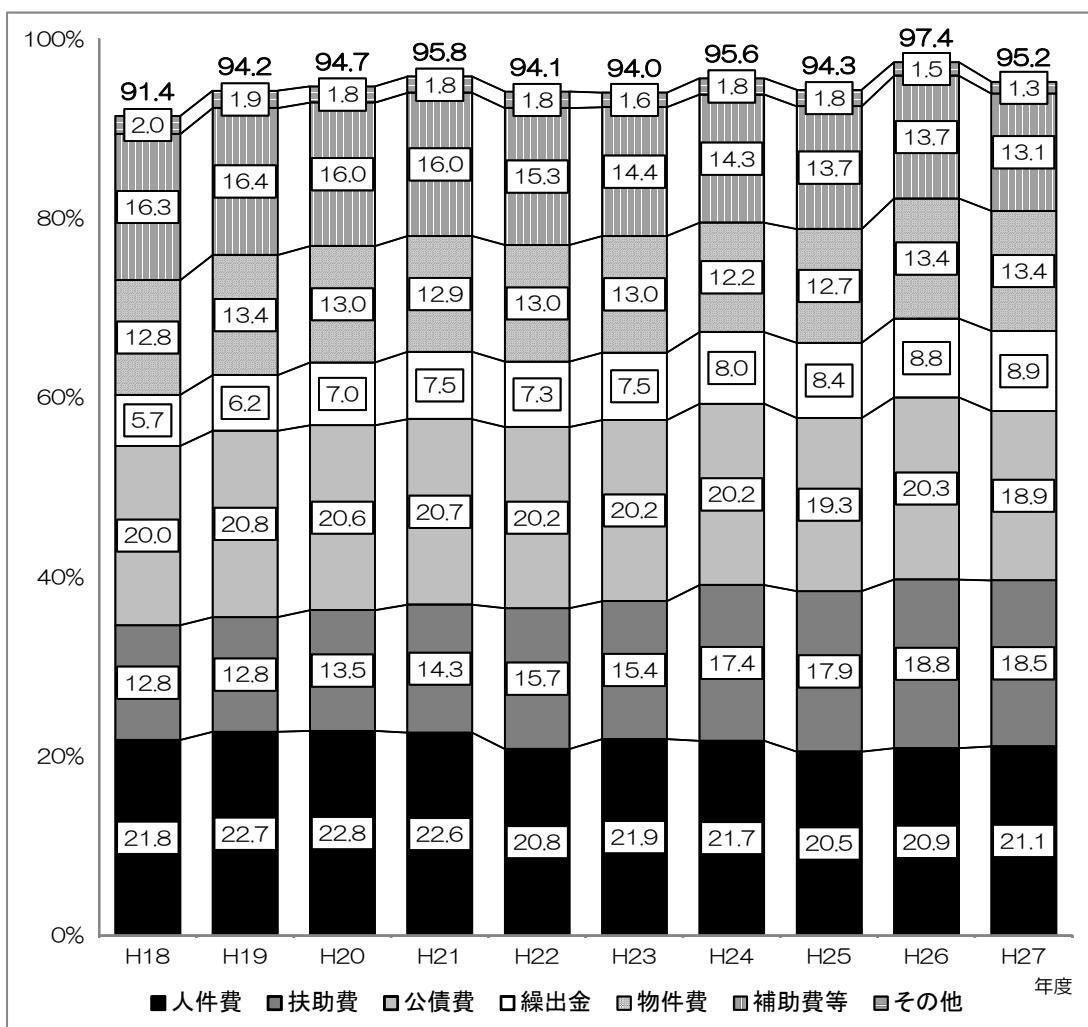
下のグラフは「普通建設事業費」のうち、国からの補助金を活用して実施する補助事業費と、本市の単独事業費の推移を表したものです。



(参考)経常収支比率の状況

経常収支比率とは、経常一般財源等(市税、普通交付税及び地方譲与税など、経常的な収入で、その使途が限定されていないもの)に占める、市が毎年、固定的に支出する経常的な経費に充当する割合を表しております。

本市の経常収支比率は、平成 17 年度に 90% 台に上昇し、その後は、90% 台で推移しています。平成 27 年度は、子ども・子育て支援新制度開始に伴う市費負担減等により、扶助費が減少したことなどにより、前年度と比べて 2.2 ポイント下がり、95.2%となって います。



(注)経常収支比率の算出式は以下のとおりです。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源等}}{\text{経常一般財源等(市税+普通交付税+地方譲与税+県税交付金等)} + \text{臨時財政対策債}} \times 100(%)$$

(参考)平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下、「財政健全化法」といいます。)では、毎年度、前年度の決算を提出した後、「健全化判断比率」(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)と公営企業会計の「資金不足比率」を公表することとしています。

横浜市は、いずれの健全化判断比率についても、国の定める早期健全化基準等を下回りました。また、公営企業の資金不足比率についても、資金不足を生じている会計はありませんでした。

(単位：%)

		①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率	⑤資金不足比率
横浜市	平成 26 年度	—	—	16.9	182.5	(該当会計なし) —
	平成 27 年度	—	—	17.0	175.6	(該当会計なし) —
早期健全化基準		(11.25)	(16.25)	(25)	(400)	/
財政再生基準		(20)	(30)	(35)	/	/
経営健全化基準		/	/	/	/	各会計20%

(注) 実質赤字額、連結実質赤字額及び資金不足額がない場合は「—」と表記します。

各健全化判断比率の内容は、次のとおりです。

①実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

②連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率

③実質公債費比率(3か年平均)

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

④将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負担の標準財政規模に対する比率

⑤資金不足比率(公営企業会計ごとに算出)

資金不足額の事業の規模に対する比率

(参考)平成 27 年度決算に基づく債務返済指数について

債務返済指数は、「借入金残高等の債務」に対し、「各年度の償還財源」(市税等の債務返済に充当可能な財源で、人件費等の経常的な経費を引いたもの)を全て返済に充てた場合、どの程度の年数で返済可能かを示しています。

23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
10.8 年	10.6 年	10.5 年	10.6 年	10.3 年

※国の健全化判断比率である実質公債費比率等と同様に、当該年度を含む 3 か年分の平均値を当該年度の値とします。

借入金残高等の債務

【実質的な債務】(一般会計等にかかる地方債現在高、公営企業債等繰入見込額、退職手当負担見込額等) - 【債務の返済に充当可能な歳入】(財政調整基金、充当可能特定歳入等)

$$\text{債務返済指数(年)} = \frac{\text{各年度の償還財源}}{\text{【経常一般財源等】-【経常経費充当一般財源等】+【元利償還金】}}$$

(参考)主な財政指標の他都市比較

主な財政指標を他の政令指定都市と比較してみると、次のようになります。

都 市 名	経常収支比率	財政力指数
横 浜 市	95.2	(8)
札 幌 市	91.6	(5)
仙 台 市	96.2	(13)
さ い た ま 市	95.6	(9)
千 葉 市	95.7	(10)
川 崎 市	97.7	(18)
相 模 原 市	98.0	(19)
新 湧 市	94.0	(7)
静 岡 市	91.3	(4)
浜 松 市	90.3	(2)
名 古 屋 市	97.5	(16)
京 都 市	99.0	(20)
大 阪 市	97.6	(17)
堺 市	96.9	(14)
神 戸 市	95.9	(12)
岡 山 市	87.5	(1)
広 島 市	97.4	(15)
北 九 州 市	95.7	(10)
福 岡 市	92.5	(6)
熊 本 市	90.9	(3)

(注) ()は20市の中での順位です。なお、「経常収支比率」は数値の低い方から、「財政力指数」は数値の高い方からの順位になります。

用語の解説

「財政力指数」…基準財政収入額が基準財政需要額に比べてどれくらいの規模であるかを表しています。財政力指数は大きいほど財源に余裕があるとされ、単年度で「1」を超えると普通交付税が交付されないいわゆる不交付団体となります。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \quad \text{の過去3か年平均}$$

「基準財政収入額」…普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額です。

「基準財政需要額」…普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって算出した額です。

(参考)健全化判断比率 他都市比較

平成27年度決算に基づく健全化判断比率の政令市比較表

都 市 名	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
横 浜 市	—	—	17.0 (19)	175.6 (16)
札 幌 市	—	—	4.9 (2)	61.8 (7)
仙 台 市	—	—	9.8 (12)	122.8 (11)
さ い た ま 市	—	—	5.0 (3)	9.7 (2)
千 葉 市	—	—	18.0 (20)	208.7 (18)
川 崎 市	—	—	7.5 (5)	117.4 (10)
相 模 原 市	—	—	3.2 (1)	37.9 (5)
新 潟 市	—	—	11.0 (13)	138.9 (13)
静 岡 市	—	—	8.5 (7)	59.5 (6)
浜 松 市	—	—	9.1 (8)	— (1)
名 古 屋 市	—	—	12.7 (16)	147.4 (14)
京 都 市	—	—	15.2 (18)	229.6 (20)
大 阪 市	—	—	9.2 (9)	117.1 (9)
堺 市	—	—	5.5 (4)	15.6 (3)
神 戸 市	—	—	7.9 (6)	80.2 (8)
岡 山 市	—	—	9.5 (10)	27.7 (4)
広 島 市	—	—	15.0 (17)	223.9 (19)
北 九 州 市	—	—	12.6 (15)	188.3 (17)
福 岡 市	—	—	12.4 (14)	162.4 (15)
熊 本 市	—	—	9.6 (11)	125.5 (12)
早期健全化基準	11.25	16.25	25	400
財政再生基準	20	30	35	

(注) 実質赤字額、連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率がマイナスの場合は「—」と表記します。

本市は、過去の人口急増期において、市民の利便性や安全性の向上を目指して進めてきた、下水道をはじめとした都市基盤整備に伴う借入金返済の負担が大きく、毎年度、その元金と利子の返済の費用である公債費の額が大きくなっていることが、比率を高める要因となっています。

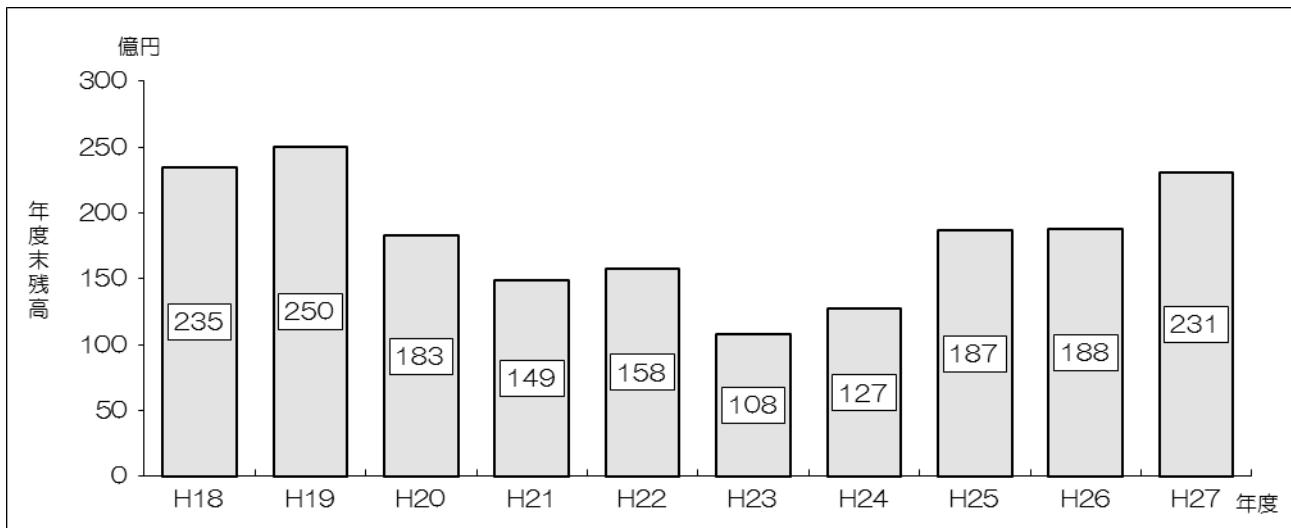
しかしながら、本市では、財政の健全化のために、財政健全化法が施行される以前から、特別会計・企業会計・外郭団体を含めた「一般会計が対応する借入金残高」の縮減に取り組んでいます。

第Ⅳ部 基金の状況

1 財政調整基金残高の推移

財政調整基金は、「横浜市財政調整基金条例」により、市財政の健全な運営に役立てるために設置されたものです。毎年度、決算剩余金の2分の1を基金に編入するほか、運用収益等を積み立てています。

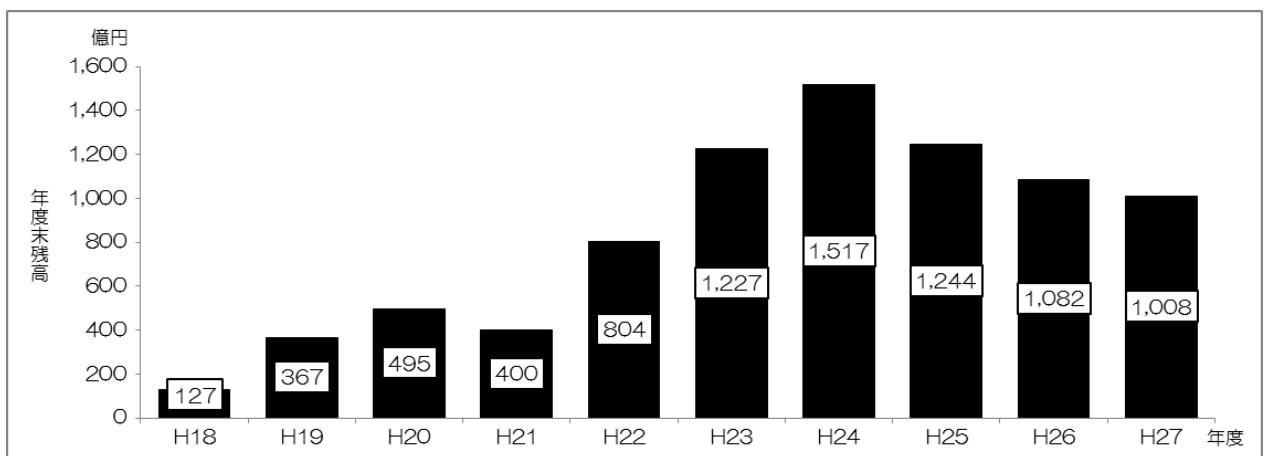
平成27年度末残高は、231億円となっています。



2 減債基金残高の推移

減債基金は、「横浜市減債基金条例」により、市債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる市財政の健全な運営に役立てるために設置されたものです。各年度の実際の償還額は、過去に発行した市債の償還年度によって増減しますが、市債の償還に支障のないよう、適正に残高を管理しています。

平成27年度末残高は、1,008億円となっています。



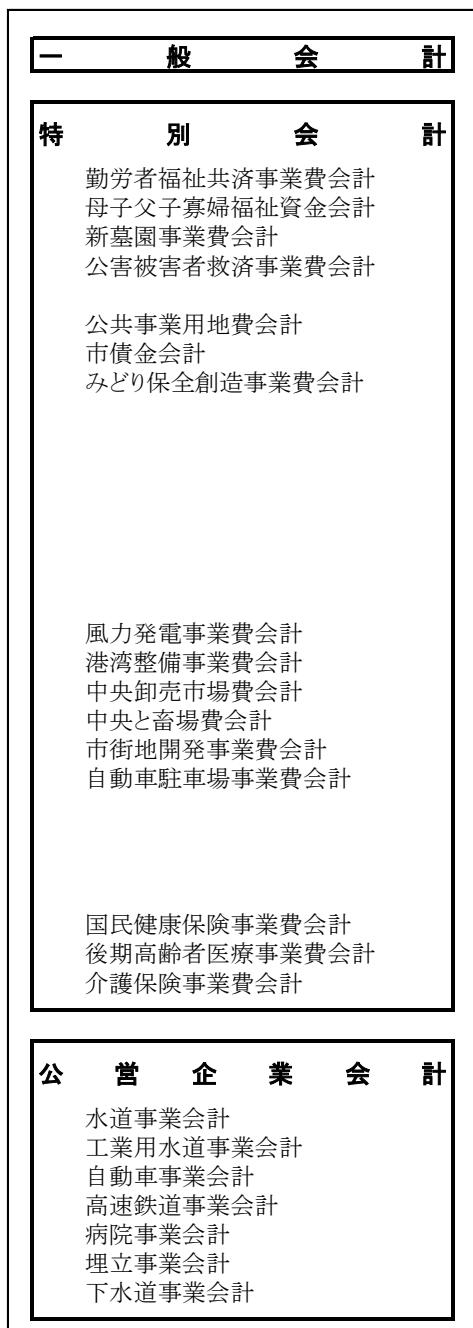
参考 普通会計とは

この冊子は、ここまで原則として、普通会計の決算数値を使用してきました。

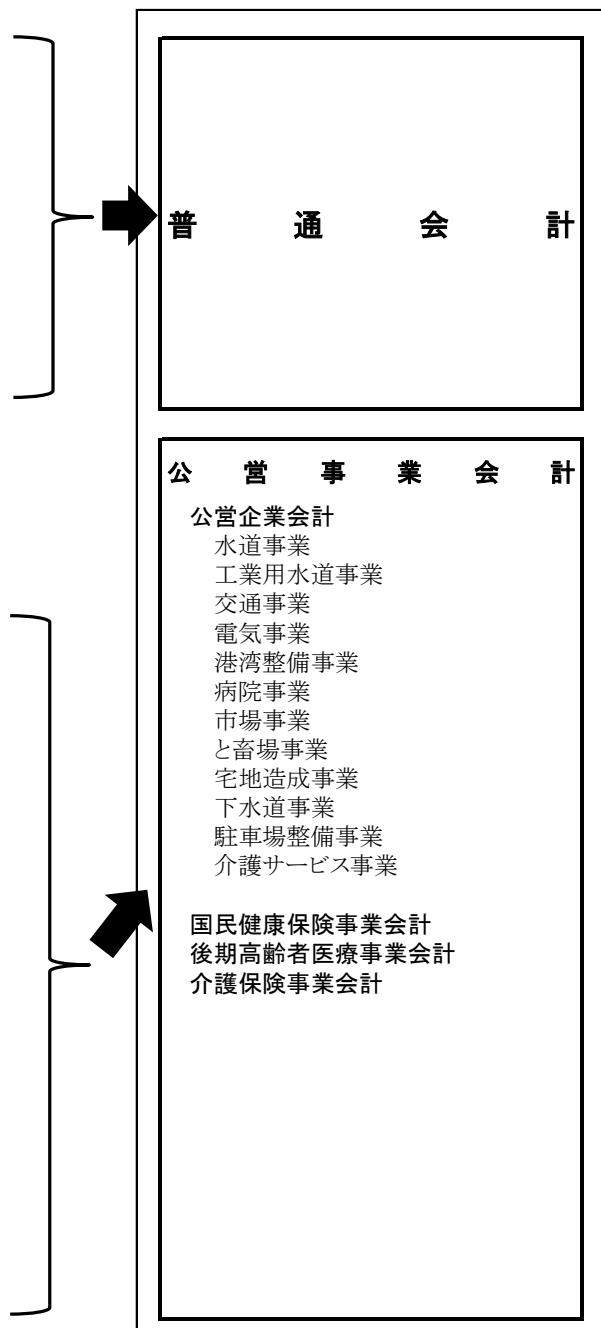
普通会計とは、総務省の定める会計区分のひとつで、一般会計、特別会計など各会計で経理する事業の範囲が自治体ごとに異なっているため、統一的な基準で整理して比較できるようにした統計上の会計区分です。

本市の会計区分と総務省の定める会計区分の関係は、概ね下表のとおりです。

横浜市の会計区分



総務省の定める会計区分



参考 財政関係用語集

～ あ行 ～

【一般会計】

地方公共団体の会計の中心をなす会計で、行政運営の基本的な経費全般を計上する会計。本来、会計は単一で経理をするのが理想的だが、行政活動は広範で多岐にわたるため、特定の目的の事業については必要に応じて特別会計を設置し、経理を明確にしている。

【一般財源】

財源としての用途が特定されず、地方公共団体の裁量によって使用できるものをいう。主な内容は、市税、地方譲与税、県税交付金、地方交付税などがある。

～ か行 ～

【基金】

基金とは、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てたり、定額の資金を運用するために設けられる資金または財産をいう。

横浜市に現在ある21の基金のうち、主なものは財政調整基金（年度間の財源を調整し、災害等や経済変動による減収に対応する目的の基金）、減債基金（市債償還のために積み立てる基金）、資産活用推進基金（用地の先行取得などを行うための基金）などがある。

【義務的経費】

歳出のうち、毎年度、その支出が発生し、任意に削減することが困難な経費。具体的には「人件費」「扶助費」「公債費」の3つを言う。

【繰越】

「会計年度独立の原則」の例外。支出できなかつた予算を翌年度以降において執行すること。種類としては、あらかじめ議会の議決を経る「繰越明許費」、契約等は済んでいるものの突発的な事由により年度内の支払いができない等による「事故繰越し」、継続費が設定されている事業で、支出しきれなかつたその年度の年割額を翌年度に繰り越す「通次（ていじ）繰越し」の3つがある。

【繰出金】

各会計相互間において支出される経費。例としては、一般会計から特別会計・公営企業会計に、特別会計等が発行した市債の元利償還金や事務費等に充当するために繰出すものなどがある。

【県税交付金】

県税として徴収される税の一部が、法律に基づき市町村に交付されるもの（一部は政令指定都市のみに交付）。「地方消費税交付金」、「自動車取得税交付金」、「軽油引取税交付金」、「利子割交付金」、「配当割交付金」などがある。

【決算】

一会计年度の歳入歳出予算の執行実績を決算という。地方公共団体の決算は、会計年度終了後において作成され、監査委員の審査に付した後、議会の認定を経ることで確定する。

参考 財政関係用語集

【 減債基金 】

将来の地方債(市債)の償還等に備えて設置される基金で、他都市では市債管理基金ともいう。国が定めたガイドラインでは、満期一括償還する市債(毎年度、割賦で元金を償還するのではなく、例えば全額を10年後に償還するなど償還時期が決まっているもの)の発行額の3.3%にあたる額を毎年度、減債基金に積み立てることになっている。

【 公営企業会計 】

特別会計のうち、地方公営企業法に基づいて地方公共団体が独立採算を基本とし、企業的経営を行う事業の会計。横浜市には、現在、下水道事業、埋立事業、水道事業、工業用水道事業、自動車事業(バス)、高速鉄道事業(地下鉄)、病院事業の7会計がある。

【 公債費 】

地方公共団体が借り入れた地方債の元金償還及び利子の支払いのほか一時借入金の利子の支払い等に要する経費。

公債費は、人件費、扶助費とともに義務的経費であり、その増加は財政の硬直化の原因となる。また、公債費の財源には、原則として地方税や使用料収入等が充当されるが、国からの元利補給や地方交付税でその元利金の償還財源が措置される場合もある。

【 国庫支出金 】

国と地方公共団体の経費負担の考えに基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等のこと。

～ さ行 ～

【 財政調整基金 】

年度間の財源の不均衡を調整するため設置している基金で、経済事情の変動等で財源が不足する場合や、災害、大規模な建設事業の経費、その他必要やむを得ない理由により生じた経費などの財源として活用する。

【 債務負担行為 】

工期が複数年度にわたり、翌年度以降にも支出を行う必要がある工事等について契約締結(債務負担)をするためなどに、予算として議会の議決を経るもの。「会計年度独立の原則」の例外のひとつ。損失補償契約を締結することも債務負担行為に該当する。債務負担行為の設定については、事項、期間、限度額を予算として定める必要がある。

【 実質収支 】

決算において、歳入歳出差引額から、繰越事業に伴って翌年度に繰り越すべき財源(繰越事業に必要な一般財源や収入済みの国庫支出金・起債収入等)を控除した決算額。

通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断する。

【 人件費 】

性質別分類の項目のひとつで、義務的経費に属し、職員等に対して勤労の対価、報酬等として支払う給与や退職金などを合計したものという。

参考 財政関係用語集

【性質別（経費別）予算 <一般会計>】

横浜市では、市の一般会計予算を経費の性質ごとに分けて集計し、公表している。分類としては、「人件費」、「公債費」、「扶助費」のほか、「行政運営費」（更に、市民向けの助成や市民利用施設の運営費等の「行政推進経費」及び庁舎管理や事務管理費などの「行政内部経費」に分類）、「施設等整備費」（公共工事や施設等の補修等の経費で、更に「市単独事業費」と「国庫補助事業費」に分類）、「繰出金」（一般会計から特別会計・公営企業会計に繰り出す経費で、更に、総務省の基準等に基づく「義務的繰出金」と、市としての独自の判断による「任意的繰出金」に分類）に分けている。

【性質別分類 <普通会計>】

地方公共団体間の比較のために用いられる普通会計において、経費の性質で分類したものと性質別分類といい、人件費、物件費、補助費等、普通建設事業費などに分けられ、それらの分類はさらに「義務的経費」「投資的経費」「その他の経費」に分類される。

～ た行 ～

【第三セクター等改革推進債】

地方公社や第三セクターなどの抜本的改革を集中的に行うため発行が認められた特別な地方債で、第三セクター等の廃止・解散等に要する経費について発行が認められるもの。

本市では、平成25年度に横浜市土地開発公社の解散のために発行している。

【地方交付税】

地方公共団体の財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税、それぞれの一定割合及び地方法人税の全額を、国が地方公共団体に対して交付する。地方交付税には、一定の算式により交付される普通交付税と、災害その他、特別の財政需要に応じて交付される特別交付税がある。

【地方債】

地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が一会计年度を越えて行われるもの。いわゆる地方公共団体の借金で、地方債を起こすことを「起債」といい、県の発行する地方債は「県債」、市の発行する地方債は「市債」という。

地方債の資金としては、銀行等引受資金、公的資金、市場公募資金等がある。

【都道府県支出金】

都道府県の市町村に対する支出金。都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として交付する支出金とがある。

～ は行 ～

【扶助費】

生活保護費や小児医療費助成など社会保障制度の一環として各種法令に基づいて実施する給付や、本市が単独で行っている主に福祉・保健・医療にかかる費用。義務的経費のひとつ。

参考 財政関係用語集

【普通会計】

各地方公共団体では、それぞれ独自に特別会計を設置するなど、会計の範囲が異なる。そのため、全国の地方公共団体の財政状況等を比較する統計処理のために、総務省が定める一定のルールに従って作る会計。一般会計と一定の条件にあてはまる特別会計を合算して算出する。

【普通交付税】

地方公共団体の財源の均衡化を図り、必要な地方行政の実施を保障するために交付されるもので、地方交付税総額の94%に相当する額となっている。交付額は、原則として、基準財政需要額が基準財政収入額を上回る額となる。

【普通税】

税のうち一般的な財政需要を賄うための税目で、特定の目的のために課税される目的税と区分される。

【補助金】

一般的に「補助金」という場合には、①特定の施策・事業の実施を促すために、国や県から市町村に給付される現金を指す場合と、②市が公益上の必要を認め、財政的支援として市民・企業・団体等に給付する現金を指す場合がある。

【補正予算】

当初予算策定後の事情の変化によって、予算の増額や減額、新たな事業のための予算の追加等を行うことをいう。横浜市の場合、5月、9月、12月、2月の市会に補正予算案を提出することを通例としている。

～ ま行 ～

【目的税】

特定の目的のために賦課する税で、市町村税では、都市環境の整備及び改善に要する費用に充てる事業所税、公園・道路等の都市施設を整備するための都市計画税などがある。

【目的別分類 <普通会計>】

普通会計では、地方公共団体の経費を、行政目的によって分類することで、議会費、総務費、民生費、土木費などに分類している。

～ や行 ～

【予算（当初予算）】

一定の期間（各年度4月1日から3月31日）における収入・支出の予定を予算といい、地方公共団体の予算は、「歳入歳出予算」、「継続費」、「繰越明許費」、「債務負担行為」、「地方債」、「一時借入金」等を定め、議会の議決を得ることとされている。

なお、一般会計予算は事業目的別「款」—「項」—「目」に分けられることが原則になっており、議会の議決は款及び項の内容・金額までとなる。横浜市の場合、基本的には局ごとの予算を集め、款を設定している。

参考 財政関係用語集

～ ら行 ～

【 臨時財政対策債 】

平成13年度から、地方交付税の原資となる国税収入が減少したため、国の地方財政対策上見込まれる地方の財源不足に対して国と地方が折半で負担するという考え方の下、その地方負担相当分を地方公共団体が地方債によって補う場合に発行する特例的な地方債をいう。つまり、本来あるべき地方交付税の一部を、赤字地方債を発行することによって賄っている。こうした事由により発行された地方債であるため、毎年度の普通交付税の算定において元利償還金相当額が基準財政需要額に算入されている。なお、当初3か年の時限措置として導入されたが、延長し実施されている。



横浜市の財政状況（平成27年度 決算の状況）

平成28年11月／発行：横浜市財政局財政課

〒231-0017 横浜市中区港町1－1 TEL 045-671-2231 FAX 045-664-7185